

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年12月17日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第61号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第8章 雑則（第40条・第41条）」を  
「第8章 屋外広告物等の返還  
第9章 雑則（第43条・第

（第40条～第42条）  
に改める。  
44条）」

第4条の見出し中「建築物等」を「物件」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第4号中「建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）」を「物件」に、「当該建築物等」を「当該物件」に改め、同条に次の1号を加える。

- (8) 条例第5条第1項第4号に規定する景観重要建造物及び同項第5号に規定する歴史的意匠建造物に表示する自家用屋外広告物で、位置、規模、形態及び意匠がこれらの建築物等（建築物その他の工作物をいう。以下同じ。）と不調和でないもの

第5条各号列記以外の部分中「第5条第1項第4号」を「第5条第1項第6号」に改め、「の各号」を削る。

第17条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号を削り、同条第4号を同条第3号とする。

第24条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2号中「第3条」を「第2条第4項」に改め、同条に次の1号を加える。

- (6) 屋外広告物法第10条第2項第3号イの試験に合格した者

第41条を第44条とする。

第40条中「第9号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第43条とする。

第8章を第9章とし、第7章の次に次の1章を加える。

#### 第8章 屋外広告物等の返還

(屋外広告物等を返還する日及び時間)

第40条 条例第39条の3の規定により屋外広告物等を返還する日及び時間は、市長が定めて告示する。

(屋外広告物等の返還の手続)

第41条 条例第39条の3の規定による屋外広告物等の返還を受けようとする者は、市長に対し、屋外広告物等返還請求書兼受領書(第9号様式)を提出しなければならない。

2 前項の者又はその者から委任を受けた者は、屋外広告物等の返還を受ける際、その身分を証明する書類を提示するとともに、屋外広告物等返還請求書兼受領書に記名押印又は署名をしなければならない。

(屋外広告物等を売却した代金の返還の手続)

第42条 条例第39条の4の規定により売却した屋外広告物等の代金の返還を受けようとする者は、市長に対し、屋外広告物等売却代金返還請求書(第10号様式)を提出しなければならない。

別表第5中「第41条関係」を「第44条関係」に改める。

第9号様式中「第40条関係」を「第43条関係」に改め、同様式を第11号様式とする。

第8号様式の次に次の2様式を加える。

第9号様式（第41条関係）

屋外広告物等返還請求書兼受領書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
請求者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	請求者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

京都市屋外広告物等に関する条例第39条の3の規定により屋外広告物等の返還を請求します。	
除 却 さ れ た 日	年 月 日
表示し、又は設置した場所	京都市 区
屋外広告物等の名称又は種類	<input type="checkbox"/> はり札等 <input type="checkbox"/> のぼり <input type="checkbox"/> 立て看板等（ <input type="checkbox"/> 立て看板 <input type="checkbox"/> ラック <input type="checkbox"/> 広告付きベンチ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 掲出物件
屋外広告物等の数量	
屋外広告物等の意匠その他の特徴	

上記の屋外広告物等を受領しました。	
(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
受領者の住所	受領者の氏名（記名押印又は署名） ⑩

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この請求をすることができる者は、返還を請求する屋外広告物等の所有者、占有者その他当該屋外広告物等について権原を有する者に限ります。

3 屋外広告物等を受領することができる者は、2に掲げる者又はその者から委任を受けた者に限ります。

第10号様式（第42条関係）

屋外広告物等売却代金返還請求書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
請求者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	請求者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話 ー ⑩

京都市屋外広告物等に関する条例第39条の4の規定により屋外広告物等の売却代金の返還を請求します。	
除 却 さ れ た 日	年 月 日
表示し、又は設置した場所	京都市 区
屋外広告物等の名称又は種類	<input type="checkbox"/> はり札等 <input type="checkbox"/> のぼり <input type="checkbox"/> 立て看板等（ <input type="checkbox"/> 立て看板 <input type="checkbox"/> ラック <input type="checkbox"/> 広告付きベンチ <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 掲出物件
屋外広告物等の数量	
屋外広告物等の意匠その他の特徴	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この請求をすることができる者は、売却された屋外広告物等の所有者、占有者その他当該屋外広告物等について権原を有していた者に限ります。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部都市景観課)